

市民生活

市
生

- | | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 地域コミュニティづくり活動支援 | 87 |
| 2 | 住居表示整備
事業実施状況 | 90 |
| 3 | 戸籍・住民 | 93 |
| 4 | 総合支所・
市民センター | 94 |
| 5 | 交通安全対策 | 97 |
| 6 | 消費者行政 | 101 |
| 7 | 男女共同参画 | 102 |
| 8 | 青少年育成 | 107 |
| 9 | 同和対策事業 | 112 |

296張紙
(市民会館)
12階交流

人権推進

1 地域コミュニティづくり活動支援

概 要

市民主体の個性ある住みよい地域社会をつくるため、自治会の育成・支援及び小学校区を単位とした「まちづくり委員会・研究会」の組織化と自主的なまちづくり活動への支援を通じ、地域における人と人とのふれあい・交流を活発にし、地域の活性化を図る。

また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援

ア 町内自治会の結成状況

(平12.3.31現在)

	中央地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区	合 計
校区数	17	20	13	17	13	80
町内自治会数	235	141	95	118	125	714

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するため、町内自治振興補助金交付規則に基づく助成〔助成内容〕

種 別	年 額 (円)
200世帯以下	60,000
201世帯以上400世帯以下	65,000
401世帯以上800世帯以下	70,000
801世帯以上	75,000

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する、熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 22,391灯 (平12. 3 .31現在)

種 別	年額 (1灯につき: 円)
4月1日までに設置された防犯灯	2,000
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	1,500
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	1,000
10月1日から12月30日までに設置された防犯灯	500

(2) まちづくり委員会・研究会への支援

ア まちづくり委員会・研究会制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活 動)
まちづくり研究会	10万円	組織づくり、テーマづくりなどまちづくり委員会へ向けた研究活動
まちづくり委員会	30万円 (1/ 2補助)	地域の特性を生かした「テーマ」に基づく年間を通じた実践活動

イ まちづくり委員会・研究会の設置状況

- ・まちづくり委員会——河内校区、芳野校区、五福校区、中緑校区、田迎校区、川上校区、西里校区、
(26校区) 北部東校区、向山校区、中島校区、龍田校区、秋津校区、託麻西校区、
一新校区、泉ヶ丘校区、御幸校区、武蔵校区、長嶺校区、日吉校区、池上校区、
出水南校区、尾ノ上校区、小島校区、春竹校区、託麻原校区、桜木東校区
- ・まちづくり研究会——高橋校区、壺川校区、託麻北校区、託麻東校区、西原校区、川口校区、
(9校区) 日吉東校区、楠校区、月出校区

ウ まちづくり実践講座「まちづくり楽集塾（リーダー養成研修）」の開催

(3) 地域コミュニティセンター開設状況

開 設 年 月 日	地域コミュニティセンター名	箇 所	数
平成4年9月1日	楠 城南 春竹 出水	4	24
平成5年10月1日	京陵 中島 松尾 白山 慶徳	5	
平成7年4月10日	帯山 城山 北部	3	
平成8年4月16日	小島 松尾西	2	
平成8年6月11日	庄口	1	
平成8年7月23日	向山	1	
平成9年4月17日	砂取	1	
平成9年8月16日	一新	1	
平成10年10月1日	田迎	1	
平成10年12月15日	清水	1	
平成11年8月1日	龍田 日吉	2	
平成12年開設	黒髪 武蔵	2	

(4) ボランティア活動保険

市民により自主的に組織されたボランティア活動団体が行う、計画的、継続的かつ公益性のあるボランティア活動中の不慮の事故の救済

〔補償内容〕

○ 損害賠償責任保険

区 分	適 用	保険金額
身 体 賠 償	1 名につき	最高 1 億円
	1 事故につき	最高 5 億円
財 物 賠 償	1 事故につき	最高 5 百万円
保管物賠償	1 事故につき	最高 5 百万円

○ 傷害保険

区 分	適 用	保険金額
死 亡	1 名につき	5 百万円
後 遺 障 害	障害の程度により 1 名につき	最高 5 百万円
入 院	180日を限度として	日額 3 千円
通 院	90日を限度として	日額 2 千円

○ 保険支払実績

	事故発生 件 数	保険適用	非 適 用	支 払 金 額 (傷 害 保 險 賠 償 責 任 保 險)
11 年 度	30	30	0	5,592,000円
10 年 度	21	21	0	989,000円
9 年 度	19	19	0	1,963,000円
8 年 度	21	21	0	1,575,000円
7 年 度	17	17	0	817,000円
6 年 度	8	8	0	461,000円

※平 12.6.21 現在……10 年度 1 件調査中・11年度12件調査中

(5) 文書配布事務委託

市広報紙をはじめとした市民への周知文書の自治会等への配布事務委託

文書配布事務委託料 一世帯 月額 60円

2 住居表示整備事業実施状況

住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防などの緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、平成2年度には5箇年計画を、また平成7年度には3箇年計画を策定し、計画的に実施に努めている。

(平12.3.31現在)

種別 区分	整備区域	面積	対象件数	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川湧町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	m ² 1,281,060	件 6,576	昭 40. 4. 1
2次	妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1,607,760	4,695	40. 11. 1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1,621,290	4,745	41. 7. 1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目(追加) 大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1,973,800	8,838	42. 7. 1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1,214,000	6,810	43. 11. 1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目(追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2,333,000	8,147	44. 8. 1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目(追加) 本荘一丁目	2,524,000	8,980	45. 10. 1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 葉園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2,843,000 (1,648,000)	10,626 (606)	47. 4. 1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2,359,000 (2,221,000)	7,657 (1,105)	47. 12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 柴町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2,666,000 (110,000)	8,888 (0)	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7,528,000 (6,063,000)	14,872 (93)	49. 10. 1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3,870,000	10,668	50. 10. 1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1,210,000	4,703	51. 10. 1

13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	970,000	4,188	52.10.1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1,150,000	2,928	53.10.1
15次	横手一丁目～横手五丁目	900,000	2,505	54.10.1
16次	大江二丁目（追加）	80,000	653	55.10.1
17次	帶山四丁目（追加） 帶山五丁目（追加）	175,000	719	56.10.1
18次	帶山五丁目（追加）	67,000	291	57.10.1
19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目（追加） 八景水谷三丁目	588,000 (39,000)	1,458 (0)	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	400,000	1,418	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目（追加） 春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1,011,000 (210,000)	2,452 (0)	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1,430,000	2,337	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1,700,000	3,600	平 元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江 越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目馬渡二丁目 田迎一 丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3,660,800	6,294	3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目～佐土原三丁目 渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	2,600,000 3,060,000	5,960 8,640	4.2.10 4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2,930,000	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帶山四丁目（追加） 帶山五丁目（追加） 帶山六丁目 帶山七丁目	1,120,000 (1,024,000)	2,740 (0)	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小 峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目（追加）	4,627,000 (237,000)	7,800 (0)	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4,285,000 (15,000)	6,800 (0)	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八 丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帶山八丁目 帶山九 丁目	5,400,000	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4,630,000	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六 丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁 目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兔谷一丁目～兔谷三丁 目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6,600,000 (630,000)	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御 幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五 丁目（追加） 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍 田弓削一丁目～龍田弓削二丁目	5,743,000	8,200	12.2.28

（注）（ ）の面積は町界町名変更のみ

9次（前期）の面積（2,221,000㎡）の内494,000㎡は19次、351,000㎡は21次で実施

9次（前期）の面積（2,359,000㎡）の内60,000㎡は24次で町名変更

地籍調査事業

近代的地籍制度の確立を図り、市民財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地形状と一致した復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

平成2年度を初年度として国の第4次国土調査10箇年計画に基づき、本市の東部地区43.8km²、83,000筆について10箇年計画を策定し、健軍町の一部の地図混乱地域から着手し、計画的に実施に努めている。

実施状況

年度	面積(km ²)	筆数(筆)	町 名 (実 施 当 時)
2	0.90	2,900	健軍町の一部
3	0.92	4,200	帶山三丁目 帶山五丁目の全部 健軍町 京塚本町 保田窪本町の各一部
4	1.55	4,900	帶山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目の全部 保田窪本町 新南部町の一部
5	2.94	7,000	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西 原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.35	7,600	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.71	7,000	長嶺町の一部 保田窪本町 帶山六丁目 新外二丁目 新外三丁目 新外四 丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.53	7,000	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長 嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目の全部
9	2.10	4,000	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁 目 佐土原二丁目 佐土原三丁目の全部
10	1.69	3,400	長嶺町 小山町の各一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	4,100	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目の全部 沼山津二丁目 秋津町沼山津 小山町 長嶺町の各一部

3 戸 籍 ・ 住 民

戸籍法等に基づき、身分事項と親族関係を公に証する制度の戸籍事務及び住民基本台帳法等に基づく住民異動届の受理・審査等を行う住民基本台帳事務や印鑑登録証明、埋火葬許可、外国人登録等事務を行い市民サービスの向上に努めている。

(1) 各種人口登録数

(各年度3月31日現在)

年度 区分			10			11		
			本 庁	支 所	計	本 庁	支 所	計
住民登録	人 口	男	177,883	127,933	305,816	177,547	129,215	306,762
		女	199,201	139,467	338,668	199,567	140,679	340,246
		計	377,084	267,400	644,484	377,114	269,894	647,008
	世帯数		163,190	94,331	257,521	164,378	96,109	260,487
外国人登録人口			2,777	87	2,864	2,920	87	3,007
戸籍	本籍数		143,293	80,251	223,544	144,036	81,620	225,656
	本籍人口数		363,545	219,347	582,892	363,668	221,572	585,240

(2) 各種事務受理件数

区分			10			11		
			本庁	支所	計	本庁	支所	計
戸籍	出 生 死 亡 婚 姻 離 婚 転 籍 認 知 養 子 縁 組 養 子 離 縁 入 籍 分 籍 そ の 他	出 生	5,046	2,214	7,260	4,555	4,367	8,922
		死 亡	3,220	1,375	4,595	3,057	2,363	5,420
		婚 姻	3,553	903	4,456	5,213	2,357	7,570
		離 婚	1,097	328	1,425	1,377	764	2,141
		転 籍	1,186	780	1,966	1,476	1,827	3,303
		認 知	48	13	61	89	39	128
		養 子 縁 組	242	122	364	302	230	532
		養 子 離 縁	96	30	126	129	66	195
		入 籍	877	375	1,252	893	688	1,581
		分 籍	61	24	85	94	65	159
		そ の 他	1,204	484	1,688	1,937	711	2,648
		計	16,630	6,648	23,278	19,122	13,477	32,599
住民登録	転 入 転 出 転 居 そ の 他	転 入	12,393	9,450	21,843	11,825	9,271	21,096
		転 出	10,294	11,720	22,014	10,108	11,892	22,000
		転 居	9,938	11,117	21,055	9,448	11,277	20,725
		そ の 他	37,009	27,060	64,069	38,300	28,442	66,742
		計	67,634	59,347	128,981	69,681	60,882	130,563
印鑑登録	新 規 廃 止 亡 失	新 規	12,318	22,302	34,620	12,215	22,332	34,547
		廃 止	1,791	2,326	4,117	1,706	2,575	4,281
		亡 失	3,141	3,531	6,672	3,063	3,771	6,834
		計	17,250	28,159	45,409	16,984	28,678	45,662
外国人登録	新 規 そ の 他 申 請	新 規	788	15	803	850	15	865
		そ の 他 申 請	3,811	96	3,907	4,371	108	4,479
		計	4,599	111	4,710	5,221	123	5,344

(3) 各種証明取扱件数

区分		本 庁			支 所			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
10	戸 籍 関 係	76,007	19,908	95,915	92,050	9,125	101,175	168,057	29,033	197,090
	住 民 票 関 係	234,677	28,675	263,352	253,827	31,895	285,722	488,504	60,570	549,074
	印 鑑 証 明	107,996	224	108,220	330,518	1,081	331,599	438,514	1,305	439,819
	計	418,680	48,807	467,487	676,395	42,101	718,496	1,095,075	90,908	1,185,983
11	戸 籍 関 係	75,978	20,677	96,655	98,974	9,406	108,380	174,952	30,083	205,035
	住 民 票 関 係	255,741	21,793	277,534	269,526	19,092	288,618	525,267	40,885	566,152
	印 鑑 証 明	100,729	221	100,950	320,618	832	321,450	421,347	1,053	422,400
	計	432,448	42,691	475,139	689,118	29,330	718,448	1,121,566	72,021	1,193,587

4 総合支所・市民センター

(1) 総合支所

総合支所は、平成3年2月1日の熊本市・飽託郡4町（北部町、河内町、飽田町、天明町）の合併に伴い開設されたものであり、建物は旧町役場を使用している。なお、建物の老朽化に伴い、天明総合支所（平成6年4月改築）及び飽田総合支所（平成8年4月移転改築）は、庁舎の建替を行った。

総合支所の組織は、旧町地域市住民の幅広い行政ニーズに対応するため、総務課、税務課、市民課、福祉衛生課の4課及び河内総合支所管内に芳野出張所を設置し、住民サービスの確保、福祉の向上を図っている。

ア 建物概要

北部総合支所		河内総合支所	
所在地	鹿子木町66番地	河内町船津2069番地5	
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下1階地上4階建	
敷地面積	9,294㎡	2,489㎡	
建物延面積	3,479㎡	2,766㎡	
職員数	27人	28人	
飽田総合支所		天明総合支所	
所在地	会富町1333番地1	奥古閑町2035番地	
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	
敷地面積	6,544㎡	7,426㎡	
建物延面積	950㎡	720㎡	
公民館	2,049㎡	——	
職員数	23人	28人	

（注）職員数は、平成12年4月1日現在

イ 熊本市みかんの里振興センター

みかん農業を中心とした地域経済の振興と住民の生活文化向上の施設として建設されたものであり、分館として果樹試験場記念館がある。

設置主体	熊本市
所在地	本館 河内町船津791番地 分館 河内町船津820番地1
敷地面積	20,203㎡
構造	本館 鉄筋コンクリート3階建 分館 木造2階建
建物延面積	本館 1,475㎡ 分館 161㎡
総事業費	554,570千円

開 館 平成3年6月1日

主 要 施 設 会議室、生活実習室、多目的ホール、展望ホール、事務室

利用状況

区分 年度	会 議 室									施設見学 (人)
	第 1 会議室	第 2 会議室	第 3 会議室	第 4 会議室	第 5 会議室	第 6 会議室	第 7 会議室	多目的 ホール	生 活 実習室	
11	97件	104	5	6	6	54	47	118	50	大人2,732 子供 409 計3,141
	3,321人	1,723	209	229	229	1,934	1,335	7,781	1,521	

ウ 熊本市天明コミュニティセンター

生涯学習と芸術・文化活動の利用に供するとともに、児童の健全育成を図るために建設されたものである

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 奥古閑町2035番地

構 造 鉄骨2階建一部3階

建物延面積 2,747m²

総事業費 841,897千円

開 館 平成3年6月15日

主 要 施 設 大ホール(401名)、大会議室(120名)、図書室、和室、視聴覚室、児童室、工作室、事務室

利用状況

区分 年度	大 会 議 室	視 聴 覚 室	和 室	ホ ー ル
11	387 件	212	203	500
	9,589 人	4,385	4,162	50,754

エ 熊本市芳野コミュニティセンター

集会その他、住民の各種社会活動の利便に供するために、建設されたものである

設 置 主 体 熊本市

所 在 地 河内町野出1410番地

構 造 鉄骨2階建

建物延面積 761m²

総事業費 149,786千円

開 館 昭和58年4月1日

主 要 施 設 多目的ホール(200名)、図書室、娯楽室、料理室、和室、保健室

利用状況

区分 年度	多目的ホール	そ の 他	合 計
11	60 件	159	219
	5,762 人	1,788	7,550

(2) 市民センター

市民センターは支所、公民館、児童館などの複合施設で、コミュニティ活動の中核として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている

所在地	南部市民センター	秋津市民センター	東部市民センター
開設年月日	南高江 6 丁目 7 番 35 号	秋津 3 丁目 15 番 1 号	錦ヶ丘 1 番 1 号
構造	昭和 62 年 7 月 6 日	昭和 60 年 8 月 10 日	昭和 52 年 9 月 1 日
建設費	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	541,115 千円	521,448 千円	311,552 千円
建築面積	8,284.61 ^m ²	10,722 ^m ²	5,256 ^m ²
建物延面積	1,754.51 ^m ²	1,683.70 ^m ²	1,241.64 ^m ²
支所	1,917.28 ^m ²	1,910.34 ^m ²	1,958.50 ^m ²
児童館	263.00 ^m ²	253.31 ^m ²	(256.89 ^m ²)
公民館	313.93 ^m ²	315.45 ^m ²	310.50 ^m ²
職員数	1,340.35 ^m ²	1,341.58 ^m ²	1,391.11 ^m ²
	11 (3) 名	10 (2) 名	16 (3) 名
所在地	幸田市民センター	龍田市民センター	清水市民センター
開設年月日	幸田 2 丁目 4 番 1 号	龍田弓削 1 丁目 1 番 10 号	清水亀井町 14 番 7 号
構造	昭和 57 年 6 月 2 日	昭和 54 年 7 月 11 日	昭和 59 年 7 月 10 日
建設費	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	492,240 千円	350,428 千円	449,829 千円
建築面積	5,578 ^m ²	5,380 ^m ²	8,363.26 ^m ²
建物延面積	1,267 ^m ²	1,237.8 ^m ²	1,400.08 ^m ²
支所	1,900 ^m ²	1,803.26 ^m ²	1,793.38 ^m ²
児童館	247 ^m ²	246.31 ^m ²	(125.32 ^m ²)
公民館	347 ^m ²	303.85 ^m ²	337.45 ^m ²
職員数	1,306 ^m ²	1,253.1 ^m ²	1,316.97 ^m ²
	11 (3) 名	12 (3) 名	7 (3) 名
所在地	西部市民センター	託麻市民センター	大江市民センター
開設年月日	小島上町 32 番地 1	長嶺東 7 丁目 11 番 15 号	大江 6 丁目 1 番 85 号
構造	昭和 49 年 10 月 4 日	昭和 56 年 5 月 30 日	昭和 63 年 7 月 11 日
建設費	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建	鉄筋コンクリート 2 階建
敷地面積	104,856 千円	483,590 千円	486,435 千円
建築面積	3,595 ^m ²	6,248.20 ^m ²	5,029.40 ^m ²
建物延面積	570.79 ^m ²	1,346.62 ^m ²	1,218.83 ^m ²
支所	1,000.23 ^m ²	2,010 ^m ²	1,520.98 ^m ²
児童館	200 ^m ²	260 ^m ²	(187.11 ^m ²)
公民館	—	335 ^m ²	103.50 ^m ² (児童室)
職員数	800.23 ^m ²	1,305 ^m ²	1,230.37 ^m ²
	10 (1) 名	13 (2) 名	6 (2) 名
所在地	花園市民センター		
開設年月日	花園 5 丁目 8 番 3 号		
構造	平成 2 年 8 月 27 日		
建設費	鉄筋コンクリート 2 階建		
敷地面積	591,608 千円		
建築面積	5,145.00 ^m ²		
建物延面積	1,496.99 ^m ²		
支所	1,864.30 ^m ²		
児童館	(95.80 ^m ²)		
公民館	305.07 ^m ²		
職員数	1,463.43 ^m ²		
	7 (3) 名		

(注) 支所の欄の () 書きはサービスコーナー
職員数の欄の () 書きは公民館専任職員数 (外数)

(3) 五福山内園町

5 交通安全対策

(1) 交通安全思想の普及徹底

ア 体系的な交通安全教育の推進

昭和58年から、交通安全教育専門員（3人）を配置し、幼稚（保育）園、学校、町内会、高齢者、各種団体に対し、講習会、座談会のほか、特に、ダミー人形、模擬信号機等の教育機材を活用した、参加・体験・実践型の交通安全教育を体系的かつ段階的に推進する。

イ 交通安全活動の推進

① 自治体が主体となった交通安全活動の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動及び平成9年度から実施の「シートベルト着用日本一運動」を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの提示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに「ヒヤリ地図」、 「交通安全総点検」に参加を呼びかけた参加型啓発活動等、自治体が主体となった住民総参加の草の根的活動を展開する。

交通指導員と連携した街頭活動の強化

市委嘱の交通指導員、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員、あるいは地区安全協会員等と連携し、交通安全の日（各月1、10、20日）や交通安全運動等の期間中、朝の通園・通学時の街頭指導を行うとともに地域における交通安全リーダーとして、諸活動を推進する。

交通指導員制度

交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは364人（定員364人）で、警察その他関係機関と緊密な連絡をとりながら、必要な交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。主に、各種行事や朝の通園通学時の街頭指導にあっている。

② 幼児に対する交通安全意識の啓発

幼児交通安全クラブの結成と活動の促進

幼児と母親に対し、交通安全教育を図り、交通安全思想を普及し、将来の立派な交通社会人の育成を図る。

〔結成数〕 19クラブ

〔主な活動〕

- ・母と子の交通安全教室の開催
- ・母親の交通安全研修会の開催
- ・地域における交通安全活動への参加及び協力
- ・交通安全母の会の自主活動の促進

母親に一家の交通事故防止の主役的役割をはたしてもらうため、次の活動を行っている。

〔主な活動〕

- ・母親が交通ルールやマナーを身につけるための交通安全学習会を開催する。

- ・ 家族の交通安全について、母親がリーダーシップをとり、時に触れ注意を促す。
- ・ 地域の交通安全活動について、率先し参加協力する。

(2) 道路交通環境の整備促進

市民の交通安全施設、交通規制の要望等の窓口となり、そのパイプ役として関係機関に対する働きかけ、調整等一体となって、交通安全施設の整備を推進する。

なお、平成11年度は、カーブミラー144基、足型マーク47箇所を設置し、交通環境の改善に努めた。

(3) 自転車対策事業

ア 自転車駐車場の整備

昭和61年4月1日「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例」を制定し自転車の安全利用に努めるとともに、関係部局と連携し、自転車駐車場の整備に努めている。

また、現在、駅、市中心部等、14箇所の自転車駐車場の維持管理と付近の不法駐輪自転車の指導を実施している。

イ 放置自転車対策

放置自転車対策として、商店街や駅周辺など9カ所、総延長12,530mを放置禁止区域に指定し市民の良好な生活環境を守るため、放置自転車の移動・保管業務を推進している。

放置自転車の移動、保管、処分状況

年 度	実施回数	移動保管台数	返 還 台 数	処 分 台 数	現保管台数
7	40	3,283(0)	827(0)	2,456(0)	
8	44	4,371(0)	1,027(0)	3,344(0)	
9	55	4,655(0)	1,283(0)	3,372(0)	
10	54	4,937(0)	1,336(0)	3,601(0)	
11	48	5,244(0)	1,088(0)	2,465(0)	1,691

(注) () 内数字はバイク

平成11年度の現保管台数は平12.4.1現在

(4) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、違法駐車が多い土・日曜日を重点に交通指導員による違法駐車の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

- ・ 銀座通り他4路線 1,900m (平成5年4月1日指定)

(5) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通災害共済事業

昭和43年4月1日「熊本市交通災害共済条例」を制定し、交通事故により災害を受けた者を救済するための共済制度を設け、その加入促進を図っている。

加入状況の推移

年度	区分	加 入 者 (人)	会 費 収 入 (円)
7		151,804	75,983,740
8		147,290	73,640,240
9		143,969	72,087,620
10		148,276	74,290,620
11		138,296	69,116,060

(注) 各年度加入者には会費免除者(生存)を含む

会費

共 済 期 限	共 済 会 費
4月1日から翌年3月31日まで(12ヶ月)	500円
7月1日から翌年3月31日まで(9ヶ月)	420
10月1日から翌年3月31日まで(6ヶ月)	340
1月1日から3月31日まで(3ヶ月)	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)
小学1年生の会費は市負担(昭和52年4月より実施)

共済見舞金

- ・死亡見舞金 最高 1,200,000円
- ・傷害見舞金 基礎額10,000円と治療実日数1日につき700円を加算(180日が限度とする。)

見舞金の給付状況

(平成11年度)

区 分	件 数	給 付 金 額
死 亡	13件	15,600,000円
傷 害	915	45,860,100
合 計	928	61,460,100

イ 交通事故相談

昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決法を教示していたが、昭和47年4月事故相談所を開設し、専門相談員2名による毎日の相談業務のほかに、毎週木曜日には弁護士を招き法律上の特別相談を行っている。

交通事故相談件数

年度	件 数	内 訳		利 用 者		
		被害者	加害者	市内	県内	県外
7	742	545	197	692	47	3
8	638	491	147	587	49	2
9	839	634	205	735	102	2
10	829	635	194	764	64	1
11	763	568	195	710	53	0

相談内容件数

(平成11年度)

相 談 内 容	賠 償 責 任 者	賠 償 額 の 算 定	過 失 程 度	示 談 の 仕 方	示 談 後 の 変 更 取 消	債 務 不 履 行	自 賠 保 険 請 求 等	労 災 社 会 保 険 使 用	訴 訟 調 停 の 利 用	身 体 障 害 の 更 生	生 計 の 維 持	福 祉 施 設 利 用	各 種 援 護 措 置 利 用	電 話 に よ る 応 接	そ の 他
相談件数	0	21	31	89	0	3	62	3	23	0	1	0	0	85	0

ウ 交通遺児への援助

昭和48年度から、交通遺児で、小学校、中学校に入学するもの、又は中学校第3学年在学者に、就学援助金を支給するため、基金を積み立てている。

交通遺児基金の推移

年度 項目		7	8	9	10	11
一般会計繰入金		0	0	0	0	0
前年度繰越金		59,593,185	60,829,799	60,606,100	60,584,236	59,835,091
収 支	寄付金	1,236,614	1,138,654	1,315,129	828,887	1,469,204
	運用利益	1,483,057	670,891	528,387	427,698	332,409
	援助金他	△1,483,057	△2,033,244	△1,865,380	△2,005,730	△1,996,500
	差引(積立又は取崩し)	1,236,614	△ 223,699	△ 21,864	△ 749,145	△ 194,887
基金残高		60,829,799	60,606,100	60,584,236	59,835,091	59,640,204

6 消費者行政

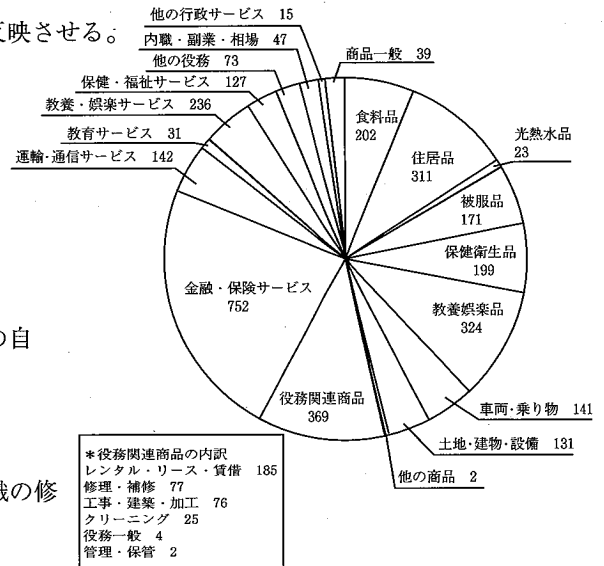
消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

(1) 消費者保護施策（消費者センターの充実）

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する相談、苦情処理のためのセンター相談窓口の充実を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談件数

年 度	7	8	9	10	11
総件数	2,811	3,134	3,429	3,447	3,564



(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応し得る消費者の自立を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費生活講座

消費者セミナー……………消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活移動講座……………多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣。

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に契約の知識など消費者取り引きに係る啓発資料作成、また啓発ビデオの貸し出しを行う。

ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年からは毎年5月を「消費者月間」と定め、記念事業を行う。

オ 消費者フェア事業

消費者が正しい知識と自主的な消費行動をもって、より豊かなくらしを築くことを目的とし、開催する。市と消費者団体主催で種々のテーマについて、パネル、商品展示等を中心に情報提供を行う。

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品、関係法令等の知識普及のための情報を収集し、提供する。

イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の50店舗を対象にくらしのモニター50名による生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格、

需給状況を調査し、平均小売価格を発表する。

ウ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの映写、貸出による情報提供。

(4) 消費者の組織化と活動の助長

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を促進する。

(5) 計量検査

熊本市計量検査所 所在地 熊本市水源2丁目1-4

計量法に基づき適正な計量の実施を確保するため、計量法第19条による計量器定期検査と、第148条による特定計量器立入検査及び商品量目立入検査をおこなうとともに、消費者の計量意識の向上を図るため指導、普及事業を行っている。

(平成11年度)

	検査戸数	検査件数
計量器定期検査	864 戸	3,143 件
特定計量器立入検査	1,960	3,034
商品量目立入検査	772	3,845

7 男女共同参画

女性も男性も共に、自らの人生を自らの意思で選択し、責任を担い合い、お互いを尊重することのできる社会の実現が求められている。

このため、西暦2000年に向けた行動計画「くまもと市女性プラン」のもと、男女共同参画に関する意識啓発や環境づくり、また、女性の自立と参画の推進を関係部局と連携しながら総合的、計画的に取り組んでいる。

これまでの沿革

昭和62年4月 女性行政の総合窓口として婦人生活課を設置
平成2年4月 総合婦人会館・カルチャーセンター（現総合女性センター）オープン
平成4年3月 「くまもと市女性プラン」策定
平成5年4月 女性政策課に課名変更
平成9年10月 「男女共同参画に関する市民意識調査」（5年毎に実施3回目）
平成10年4月 男女共生推進課に課名変更
平成11年4月 機構改革に伴い市民生活局に移管

(1) 男女共同参画社会をめざす意識づくり

ア 男女平等に関する啓発・広報

啓発リーフレット等の配付

啓発講座の実施（ドメスティック・バイオレンス防止講座等）

情報誌「はあもにい」の発行（年3回）

出前講座 地域、企業等に出向いて、女性問題学習会を開催

イ 男女平等に関する情報収集・提供の充実

（2）あらゆる分野への男女共同参画の推進

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保できるように推進する。

ア 審議会、委員会等への女性の登用を促進する。 平成11年度19.5% 平成12年度25.2%

イ 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、女性人材リストを充実・活用する。

ウ 働く場での男女共同参画の推進を促進する。

関係法制度の周知・啓発

エ 家庭・地域での男女共同参画の推進を促進する。

（3）社会的貢献並びに参加のための条件整備

女性の社会参画を促進するとともに、女性の意欲と能力向上を目的にその活動を支援し、ネットワーク化を進める。

ア 女性の人材育成と活動支援

市民グループへの情報提供と活動支援等

イ 女性の社会参加促進と能力開発支援

起業支援セミナー開催等

（4）推進体制の整備・充実

ア 庁内推進体制の整備・充実

イ 市民や関係機関との連携強化

女性プランの改定に向けた男女共同参画推進懇話会の設置、国、県等との連携強化

熊本市総合女性センター

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざす施設である。

センターでは、5つの概念のもと、年間を通し市民を対象とした様々な事業を展開している。

① 男女の生き方支援事業

男女が共に自立し、協力しあいながら、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、それぞれのライフステージに沿った様々な事業を展開し、今後の男女のあり方を示唆する。

・男女の生き方に関する各種セミナー開催

・市民サポーター養成

・女性のための総合相談事業

年 度	7	8	9	10	11
相談件数	1,089	1,254	1,363	1,367	1,511

② ファミリーサポートセンター事業

子育て支援及び市民相互のふれあいづくりを目指して、地域の子育ての相互援助活動を支援する。

・相互援助活動の調整、事前講習会の開催、交流会等の開催

③ 文化振興事業

当センターから生まれる文化と人を目指して、地域に根ざした文化振興事業を行うと共に公演や交流の場を提供する。

男女共生フォーラムの開催、夏休み子供シアター、私のギャラリー等の開催

④ 情報収集提供事業

日常生活における生活文化支援情報の収集・提供を通じて女性の社会参画や地域のネットワークづくりを支援する。

・資料の収集・提供等

⑤ 施設貸出事業

市民が気軽に手作りの催しを開催できるようにセンター機能を生かした助言や活動支援を行い、市民の創造性を育む。

・施設の貸し出し（メインホール 等16施設）

（施設の概要）

設置主体 熊本市

所在地 黒髪3丁目3番10号

構造 鉄筋コンクリート4階建（一部5階）

面積 敷地面積 5,876.38㎡ 延床面積 5,376㎡

工期 平成元年1月～平成2年3月

開館 平成2年4月7日

建設費 2,280,000千円

主要施設 4F 会議室、研修室A・B・C、和室

3F リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム

2F 多目的ホール(200人)、食のアトリエ、食品加工室、ファミリー・サポート・センター〈熊本〉、ギャラリー

1F メインホール(372人)、情報資料室、相談室、幼児室、事務室

立体駐車場 64台 駐輪場 80台

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和会議室等 (14室)
	集式 会 ・ 大会典	音楽 会 ・ 演奏会	歌謡 ショー ・ 浪曲	演 劇 ・ 演芸	日 舞 ・ 洋舞	講 習 ・ 講演会	そ の 他	集式 会 ・ 大会典	音楽 会 ・ 演奏会	歌謡 ショー ・ 浪曲	演 劇 ・ 演芸	日 舞 ・ 洋舞	講 習 ・ 講演会	そ の 他	
6	19	171	10	10	40	0	250	8	127	19	3	24	34	215	4,097
7	18	160	17	10	45	0	250	12	96	34	1	55	27	225	4,454
8	23	167	9	17	63	0	279	27	83	34	3	44	16	207	4,600
9	20	168	11	6	46	1	252	11	97	33	3	40	23	207	4,523
10	17	158	9	9	41	0	234	19	97	32	5	36	12	201	4,738
11	19	157	15	11	22	2	226	14	99	33	6	23	11	186	4,239

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
6	51	23	136	40	250	34	2	124	55	215
7	35	8	173	34	250	33	1	146	45	225
8	43	5	188	43	279	42	1	132	32	207
9	28	5	176	43	252	28	2	128	49	207
10	21	4	174	35	234	26	2	133	40	201
11	27	8	164	27	226	16	2	127	41	186

勤労婦人センター

熊本市内に働く女性及び勤労者家庭の主婦を対象にその日常生活に援助を与え、明るく豊かな生活が送れるように女性の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とした施設である。

(1) 就労支援事業

勤労婦人の職業生活と家庭生活の両立支援及び就職、再就職に必要なセミナー・講座を開催し支援する。

ア 再就職準備セミナー等

イ 就職の為のマナー、社会人としての基本マナー講座等

(2) 技術習得、能力開発援助事業

勤労婦人の地位向上及び職業能力の向上や再就職を希望する婦人に対して職業技術習得の講座を開催し、支援する。

ア 能力開発講座の開催

キャリアアップセミナー等

イ 職業講座の開催

パソコン検定講座等

ホームヘルパー講習会

(3) 社会参加援助事業

勤労婦人及び勤労者家庭の主婦が日常に必要な技術や知識を取得するための講座を開催するとともに社会参加やレクリエーションの場を与え、福祉増進を支援する。

(施設の概要)

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	本山2丁目9番51号
構 造	鉄筋コンクリート3階建
敷 地 面 積	891m ²
建 物 延 面 積	1,118.05m ²
着 工	昭和48年6月18日
完 成	昭和49年3月31日
開 館	昭和49年6月6日
建 設 費	97,817千円
利 用 状 況 (平成11年度)	32,193人

8 青少年育成

(1) 青少年育成計画

近年の社会変化は急速かつ著しく、青少年の意識や行動も大きく変化している中、本市では、青少年の健全育成を重点施策のひとつに位置づけ、青少年を取り巻く現状を踏まえ、行政はもとより地域社会、関係団体、市民が一体となった青少年育成のよりどころとなる指針として、平成12年3月に青少年育成計画を策定した。

今後は、推進体制の強化に取り組むとともに計画の実効性を高めるためのモデル事業として掲げた10のパイロット事業の推進を図る。

名 称 熊本市青少年育成計画 ～遊・友・裕～若者の夢プラン21

計 画 期 間 平成12年度から平成16年度までの5年間

(2) 児童育成クラブ

目 的 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る

開 設 期 間 4月1日～翌年3月31日まで

実 施 日 土曜日（第2・4土曜日を除く）、日曜日、祝祭日、年末年始を除き、平日下校時から午後5
及 び 時 間 時まで第2・4土曜日午前9時から正午まで、長期休業期間中は午前9時から午後5時まで

指 導 員 214名

巡回指導員 2名

開 設 状 況 64カ所 2,687名（平12.4.30現在）

(3) 青少年補導センター

ア 業務内容

街頭補導、青少年相談、関係機関及び団体との連絡協調、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年補導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項

イ 補導委員

民 間	民生・児童委員 保護司会 婦 人 会 一 般	198名	学 校	小 学 校 （校長会指導部） 中 学 校 （校長会指導部） 高 等 学 校 専 修 学 校	150名
関 係 機 関	大 型 店 舗 退 職 校 長 会	22名 20名	計		390名

ウ 補導状況

街頭補導実施状況	年	7	8	9	10	11
年間街頭補導実施回数（回）		750	748	711	684	756
従事した青少年補導委員延人員（人）		4,535	4,026	4,241	4,526	4,421
補導した青少年の総数（人）		5,750	6,054	6,456	7,249	5,708

エ 小学校生徒指導協議会・中学校生徒指導委員会との連携

熊本市小学校、中学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（ミニ学習会）

最近の青少年の非行状況を考えてみると家庭にその原因があることが多い。“非行防止は家庭から”“家庭づくりは親子の対話から”というように、家庭の役割というもの青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

カ 補導委員協議会

平成元年5月18日、自主的に結成した民主任意団体で、補導委員自らの資質向上と相互連帯の強化を図るための活動を行う。

学校別補導状況

（単位 人）

学校	年	行為 喫煙	乱暴	家出	怠学	不健全 （ゲーム等） 全娛樂	服 装 指 導	交 通 指 導	帰 宅 指 導	そ の 他	計
小学校	9				5 (3)	300 (29)		20 (8)	24 (10)		349 (50)
	10				3 (3)	242 (27)		9 (2)	21 (4)		275 (36)
	11				2 (0)	156 (18)		8 (2)	9 (3)		175 (23)
中学校	9	13 (4)		1 (1)	19 (4)	1,340 (131)	30 (6)	152 (32)	84 (35)		1,639 (213)
	10	17 (3)		2 (0)	19 (9)	1,240 (114)	25 (6)	174 (58)	76 (26)		1,553 (216)
	11	2 (0)			9 (5)	980 (169)	5 (2)	112 (35)	62 (28)		1,170 (239)
高校	9	55 (9)			408 (172)	1,635 (149)	231 (122)	1,592 (596)	356 (218)		4,277 (1,266)
	10	70 (9)			321 (137)	1,627 (96)	221 (113)	2,611 (1,029)	404 (240)		5,256 (1,624)
	11	31 (10)			246 (137)	1,401 (228)	99 (62)	2,071 (857)	385 (246)		4,233 (1,540)

その他	9	95 (15)			2	20	15 (5)	57 (28)	2 (1)		191 (49)
	10	87 (32)				2 (2)	9 (6)	63 (23)	4 (1)		165 (64)
	11	114 (42)				3 (0)	2 (2)	7 (3)	2 (0)	2 (0)	130 (47)
計	9	163 (28)		1 (1)	434 (179)	3,295 (309)	276 (133)	1,821 (664)	466 (264)		6,456 (1,578)
	10	174 (44)		2 (0)	343 (149)	3,113 (239)	255 (125)	2,857 (1,112)	505 (271)		7,249 (1,940)
	11	147 (52)			257 (142)	2,540 (415)	106 (66)	2,198 (897)	458 (277)	2 (0)	5,708 (1,849)

(注) () 内数字は女子……再掲

(4) 関係機関及び団体

ア 青少年問題協議会

青少年問題協議会は青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法に基づく本市の附属機関として設置。
青少年問題全般に関する総合的施策の樹立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成 33名

市長 市議会議員 教育委員会委員 学識経験者
関係行政庁の職員 市の職員

任 期 在職機関（但し学識経験者は2年）

事業内容 (ア) 協議会の開催
(イ) 善行青少年の表彰

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

目 的 校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を促進するとともに、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

構 成 熊本市小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

主な事業 ・年次総会、三役会、理事会、評議員会
・全国青少年健全育成強調月間
・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
・熊本市青少年健全育成大会及び講演会
・研修会
・中学校区さわやか推進事業

「いじめ」をはじめとする、さまざまな青少年問題に対応するため、中学校区単位で健全育成組織を結成し、社会とのつながりが希薄になりがちな中学生を主な対象として地域行事に参加を促し、その健全育成を図る。

ウ 校区青少年健全育成協議会

各校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで健全な青少年の育成に当たる組織である。現在、市内全小学校区において結成されている。

なお、青少年健全育成組織の全市的なものとして、昭和56年10月22日に熊本市青少年健全育成連絡協議会の連合体が発足し、全市的取り組みの活動がなされている。

エ 熊本都市圏青少年健全育成連絡会

熊本市を中心とした都市圏（1市6町）の広域的な青少年健全育成ならびに非行化防止活動の推進を図る。

構 成 1市6町（熊本市、富合町、益城町、嘉島町、西合志町、菊陽町、合志町）

活 動 内 容 諸会議開催、一般広報啓発

（５）エンゼル基金

目的・事業内容

21世紀を担う子どもたち全てが、心豊かで健やかにたくましく育ってほしいという願いを込めて子育てを市民みんなで支援していくことを目的とする。

子育て支援活動や子どもたちの健全育成に寄与している個人、あるいは団体などに対して助成を行う。

実績

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。基金の運用益による助成は平成7年度から実施（平成11年度まで88件助成）

平成12年4月現在の基金高 324,261千円

平成12年度予算額 2,439千円

（６）児童館

名 称	西原公園児童館
所 在 地	九品寺4丁目24番4号
設 置 主 体	熊 本 市
開 設 年 月 日	昭和53年8月1日
構 造	鉄筋3階建
敷 地 面 積	6,386㎡（西原公園面積）
建 物 面 積	320.86㎡
着 工	昭和53年1月4日
完 工	昭和53年7月11日
建 設 費	52,585千円

（東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園の各児童館の施設の概要については市民センターに一括記載）

(7) 勤労青少年ホーム

主として本市中小企業に働く15歳～29歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座、クラブを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

名 称	中央勤労青少年ホーム	北部勤労青少年ホーム
設 置 主 体	熊本市	熊本市
所 在 地	新屋敷1丁目18番28号	鶴羽田町314番地1
構 造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート2階建
敷 地 面 積	851.70㎡	2,527.17㎡
建 物 面 積	1,115.15㎡	756.50㎡
着 工	昭和45年9月12日	平成元年8月25日
完 成	昭和46年3月31日	平成2年3月25日
開 館	昭和46年5月1日	平成2年4月1日
建 設 費	64,437千円	262,028千円
利 用 状 況 (平成11年度)	30,365人	9,657人

9 同 和 対 策 事 業

(1) 概 況

昭和40年8月になされた内閣総理大臣の諮問機関である同和対策審議会からの答申を受け、昭和44年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定施行された。

この法律では、歴史的、社会的理由によって生活環境等の安定向上が阻害されている地域（同和対策対象地域）の住民の社会的、経済的地位の向上を不当に阻む諸要因を解消することを同和対策事業の目標とした。本市においても、法律の趣旨にのっとり、同法施行以来、国及び県の施策に歩調を合わせながら、昭和47年度から住宅改修資金貸付事業及び街燈設置事業を、また昭和48年度以降は各種の入園・入学支度金及び就職支度金などの給付事業、昭和52年度からは生活環境の改善整備のために公営住宅の建設を実施し、もって住民の職業の安定や生活の向上を図るための各種事業を実施してきた。

昭和50年12月には、市民局に同和対策室を設置し、関係各部局と緊密な連携をとりながら、地域住民の理解と協力を得て同和対策事業の推進調整につとめてきた。また社会福祉向上や健康増進対策の一環で、昭和51年5月に隣保館を開設し、その後、地域住民の生活の改善や向上など同和問題解決に向けたコミュニティセンターとして各種の事業・活動を行い、多くの住民に利用されており、昭和58年度には改修工事により機能回復訓練室等を新設、さらに昭和62年度には増築を行い老人福祉センターや教育集会所を新設し、隣保館機能の一層の充実を図ってきた。また、昭和52年度には児童館を建設し、児童の健全育成の拠点として活用されている。

一方、同和問題の正しい理解と認識を深めるため、人権啓発作品の公募、市政だよりによる広報をはじめ、人権フェア、人権問題講演会の開催などを通じて、広く市民に対する啓発活動に取り組んできた。

ところで、先の同和対策事業特別措置法が昭和57年3月31日限りで失効し、引き続き同年4月から「地域改善対策特別措置法」が施行されたが、幾度もなされた全国実態調査とこれを受けた国の審議機関である地域改善対策協議会の答申や意見具申を反映して、同法失効後は、昭和62年4月から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、平成4年3月31日の同法失効後、先ずは一部特例事業を残した範囲で同法が5年間延長され、引き続き平成9年3月31日の失効後も経過措置対象事業を残した範囲で更に同法が5年間延長されてきている。

この間、平成8年5月に地域改善対策協議会から政府に対し意見具申が提出された。その基本的認識としては、これまでの特別対策は、現行法をもって終了し、①差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、②人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化、③地域改善対策特定事業（物的及び非物的事業）の一般施策への円滑な移行等、諸般の措置について政府に求めたものであった。そこで、この意見具申を受けた閣議決定に基づき、前記のとおり、いわゆる地対財特法を事業縮小するかたちで一部法改正がなされた。

一方で、平成8年12月に人権尊重に関する教育・啓発、人権侵害の際の被害者救済などに係る施策の推進を目的とする人権擁護施策推進法が成立し、人権擁護施策審議会において審議を重ね、人権尊重に関する教育・啓発については平成11年7月に答申が出され、人権侵害の際の被害者救済については審議が継続されている。

国においては、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が平成9年7月に策定され、県では、平成11年1月に熊本県行動計画が策定された。本市も、熊本市人権啓発市民協議会とともに、「熊本市人権教育のための国連10年推進本部」を平成11年6月に設置し、平成12年5月に採択された「熊本市域における人権

教育啓発基本方針」を基に、更なる人権教育・啓発を推進していく中で、同和問題の解決を目指しているところである。

また、これまで地域住民の生活の改善を図り、雇用の安定と就労機会の拡充に努めてきた熊本市雇用開発協議会については、充実・強化のために法人化を進めていくものである。

(2) 同和地区の概要（平5. 6. 1現在）

- ア 地区数 1地区
- イ 地区面積 11.90ha
- ウ 世帯数及び人口構造

区 分	世 帯 数	人口総数 (人)	性別人口(人)	
			男	女
地 区 全 体	932	1,953	887	1,066
同 和 関 係	596	1,423	657	766

- エ 混住率 72.9%

オ 生活保護状況

被保護世帯・人員の状況

区 分	被 保 護 者		保 護 率	
	世 帯 数	人 員	世 帯 数	人 員
対象地域全体	179	284	192.1%	145.4%
熊 本 市 全 体	5,447	8,180	23.1	12.8

被保護世帯の世帯類型別状況

区 分	高 齢 者 世 帯		母 子 世 帯		傷病障害者世帯		その他の世帯		合 計	
	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員	世帯数	人 員
対象地域全体 (構成比%)	75	83	21	54	72	124	11	23	179	284
	41.9	29.2	11.7	19.0	40.2	43.7	6.2	8.1	100	100
熊 本 市 全 体 (構成比%)	2,642	—	438	—	1,999	—	368	—	5,447	8,180
	48.5	—	8.0	—	36.7	—	6.8	—	100	—

(3) 地域改善対策に関する事業の概要

項 目	事 業 名	事業開始年度	事業費 (平成12年度) 千円	担 当 部 局
教育をすすめるための施策	適正就学の促進	4 8	32,226	教育委員会事務局
	教職員の研修	4 8		
	入園入学支度金（高校、大学）	4 8		
		(大学5 1)		
	社会同和教育	4 8		
	健康増進体力向上	4 8		
	青少年教育	5 1		
	子供勉強会（小学生及び中学生）	5 1		
	奨学金（高校及び大学）	5 1		
社会福祉の向上及び健康増進のための施策	隣保館の管理運営・地域福祉事業	5 0	36,603	同和対策室 } 福祉部
	高齢者厚生給付金	5 1		
	心身障害者援護給付金	5 1		
職業の安定向上のための施策	自動車運転免許委託訓練手当	5 0	3,242	商工振興部
	職業訓練校入校支度金	5 1		
	職業訓練受講奨励金	5 2		
中小企業及び農業の経営をよくするための施策	中小企業安定資金融資利子補給	4 8	2,915	商工振興部
その他総合的な施策	市職員研修	5 0	44,400	総務部 } 同和対策室
	市民啓発事業	5 0		
	同和対策事業の推進と調整	5 0		
合 計			119,386	

(4) 隣保館

隣保館は、社会福祉事業法に基づき、並びに基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申並びに地域改善対策協議会の意見具申の趣旨にかんがみ、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域住民及びその周辺地域の住民に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター（コミュニティセンター）として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とする。

所 在 地 本荘4丁目6番6号

設置主体 熊本市

開設年月日 昭和51年5月1日

構 造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）

敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡

用地費 69,623千円

工事費 新築（昭和50年度）82,495千円

増改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）

増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター及び教育集会所の新設）

主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
3階 ホール（機能回復訓練室）

利用状況

事業名		年度	7	8	9	10	11
勉 強 会	小 学 生		2,853人	2,991人	2,277人	1,931人	1,966人
	中 学 生		352	638	594	968	1,017
計 (A)			3,205	3,629	2,871	2,899	2,983
組 紐	講 座		155	125	119	124	193
生 花	〃		215	188	107	120	129
手 芸	〃		100	110	79	11	1
料 理	〃		223	212	162	201	181
エ ア ロ ビ ク ス	〃		465	259	320	389	420
洋 裁	〃		264	258	201	177	186
民 謡	〃		163	—	—	—	—
絵 画	〃		200	153	132	197	198
書 道	〃		775	834	356	352	337
ベ ン 習 字	〃				445	424	445
編 物	〃		123	118	124	110	91
園 芸	〃		347	475	422	383	396
く ら し の	〃		592	741	671	752	578
ワ ー プ ロ	〃		393	323	161	191	199
フ ラ ワ ー デ ザ イ ン	〃		127	268	177	104	36
やさしい水墨画	〃		—	—	—	246	316
大 正 琴	〃		140	321	157	155	251
親子 D E パ ン 作 り	〃		23	80	—	—	—
フ ラ ダ ン ス	〃		723	862	825	741	600
英 会 話	〃		231	265	84	—	—
茶 道	〃		181	225	268	298	294
社 交 ダ ン ス	〃		848	1,354	1,268	753	805
カ ラ オ ケ	〃		646	690	645	629	435
三 味 線	〃		335	362	339	369	393
太 極 拳	〃		566	626	667	513	391
実 用 書 道	〃		216	320	250	222	179
男 性 料 理 教 室	〃		—	—	31	53	50
子どもピアノ音楽教室	〃		—	201	199	139	120
やさしい手話	〃		—	—	—	89	119
高 齢 者 教 室			2,457	2,724	2,036	2,129	2,273
家 庭 教 育			115	94	60	43	121
計 (B)			10,623	12,188	10,305	9,914	9,737
生 活 相 談 事 業			243	232	155	184	173
説明会研修会等その他の事業			15,482	24,309	19,658	24,033	20,288
図 書 室			4,607	4,955	5,543	4,967	5,085
計 (C)			20,332	29,496	25,356	29,184	25,546
機 能 回 復 訓 練			11,315	8,563	8,069	7,518	6,632
デ イ サ ー ビ ス			434	525	680	557	727
入 浴 サ ー ビ ス			3,740	6,748	8,697	6,271	5,789
計 (D)			15,489	15,836	17,446	14,346	13,148
累計 (A) + (B) + (C) + (D)			49,649	61,149	55,978	56,343	51,414

